

§3 問答の観点からの言語行為論

これまで、「真理」と「指示」について論じてきたが、これについて、ストローソンは、次のように主張していた。

＜表現は有意味でありうるが、それ自体が対象を指示するのではなくて、私たちが表現を使用することによって、対象を指示する。同様に、文は有意味でありうるが、文が真理値を持つのではなくて、私たちが文を使用することによって、真（ないし偽）なる主張を行う＞

彼によるならば、「指示」を考察するためには、表現の使用を考察しなければならない。表現の使用は、常に文の使用の部分として行われるので、指示を考察するためには、文の使用を考察しなければならない。また、彼によるならば、「真である」は、文の述語となるのではなくて、主張の述語となる。（おそらく、主張は文の使用の一種として考えられている。）

彼は、表現や文の＜使用＞と＜発話＞の区別を、タイプとトークンの区別と考えていた。タイプはトークンとして実現する、つまり使用は発話として実現するので、文の発話の考察へ向かうことにしよう。（真理と指示の問題には、また戻ってきます。）

発話の哲学的な研究としては、言語行為論がその中心であるので、まずその概説をおこないたい。

1, オースティンの言語行為論

Austin の発見；**事実確認型発話(constative utterance)**と**行為遂行型発話(performative utterance)**の区別

J.L. Austin(1911-1960)は、“How to Do Things with Words” (1962) (坂本百大訳『言語と行為』大修館書店、1978)において、これまでの哲学が記述を言語の機能の中心として考えてきたことを「**記述主義的誤謬**」'discriptive' fallacy として批判する。そして、記述ではない言語の用法、真理値を持たない発話の用法があることを指摘した。そのようなものとして、かれは次の二種類の発話を区別した。

事実確認的的発言 (constative utterance)

行為遂行的発言 (performative utterance)

また、

発語行為 (locutionary act)

音声行為 (phonetic act)

用語行為 (phatic act)

意味行為(rethic act)

発語内行為 (illocutionary act)

発語媒介行為 (perlocutionary act)

を発見した。

言語哲学では、語ではなくて、文が言語における意味の基礎的単位であると考えるのが主流である。（一般的な理解ではフレーゲが指摘した。Quine の理解では、ベンサムが最初に指摘した。Brandom の理解では、カントが最初に指摘した。）では、文とは何だろうか？ フレーゲは、真理値をもつものを文と考えただろう。その後、意味の単位は、文ではなくて、より正確には、言明（発話）であると考えられるようになる。では、発話とは何だろうか。それを真理値を持つものと考えことは、オースティンによれば、記述主義的誤謬である。J.L.Austin は、発語内行為をおこなうことだと考えた。（つまり、すべての発話行為は何からの発語内行為を行うと考えた。）では、この発語内行為とは何だろうか。我々は、オースティンの言語行為論を発展させたサールの議論をみることにしよう。

2, サールの言語行為論

以下は、講義ノート 2001ss01 と 2011ss10 からの転載・修正。

(ア) "Speech Act"での議論

J. Searle(1932-)は、"Speech Acts" (1969) (『言語行為』勁草書房、1986)で、次の4つの言語行為を区別する。

- (a) 発話行為(utterance act)=語(形態素、文)を発話すること
- (b) 命題行為(propositional act)=指示と述定を遂行すること
- (c) 発語内行為(illocutionary act)=陳述、質疑、命令、約束、などを遂行すること
- (d) 発語媒介行為(perlocutionary act)=発語内行為という概念に関係を持つものとして、発語内行為が聞き手の行動、思考、信念などに対して及ぼす帰結(consequence)または結果(effect)という概念が存在する。
たとえば、
何事かを論ずることによって、何かを説得し、納得させる。
警告を与えることによって、恐がらせたり、警戒心を起こさせる。
依頼を行うことによって、何事かを行わせる。
情報を伝達することによって、納得させ、啓蒙し、教化し、励まし、自覚させる。

彼は次のような記号法を提案する。発語内行為の一般形式を

$F(p)$

と表示する。変項Fは発語内的力表示方策を示し、変項pは命題を示す。たとえば、

主張は $\vdash(p)$

依頼は $!(p)$

約束は $P r(P)$

警告は $W(P)$

イエスカノーか尋ねる質問は $?(P)$

と表示する。いわゆるwh疑問文の発話の場合には、完全な命題ではなく命題関数(propositional function)を表さなくてはならないので、次のようになる。

? (x名の人がそのパーティには出席していた)

? (・・・ゆえに彼はそうした)

さらに、議論を主語と述語からなる単純な命題に限定して行うならば、その主語が単称確定指示表現である場合には、次のように指示と述定の区別を表現する。

$F(RP)$

Rは指示表現を表し、Pは述定表現を表す。

(イ) "Taxonomy of Illocutionary Acts"での議論

サールは、論文「発語内行為の分類法」(1975) (Searle, *Expression and Meaning*, Cambridge U.P., 1979, 山田友幸監訳『表現と意味』所収)で発語内行為を五つに分類している。

- (1) 断定型(assertives) $\cdot \downarrow B(p)$
事実について陳述するものであり、真偽を言うことのできる発話である。
- (2) 行為指示型(directives) $!\uparrow W(H \text{ does } A)$
聞き手にある行為を指示するものである。懇願、依頼、命令、勧誘、助言、など。
- (3) 行為拘束型(commisives) $C\uparrow I(S \text{ does } A)$
話し手がある行為を約束するものである。
- (4) 表出型(expressives) $E\phi(p)(S/H + \text{property})$
話し手の心理状態を表現するものである。お祝い、陳謝、お悔やみ、嘆き、など。

(5) 宣言型(declarations) D↓ (p)

首尾よく遂行されれば、命題内容と現実との一致をもたらすものである。洗礼すること、命名すること、任命すること、判決を下すこと、など。

一番目の記号(・、!など)は、発語内行為の種類を表す。

二番目の記号は、適合の方向(direction of fit)を表す。つまり、言葉を世界に合わせる↓か、世界を言葉に合わせる↑か、の区別である。主張は↓、命令や約束は↑、↕は両方向、φは無方向、を表す。

三番目の記号は、心理状態を表す。Bは信念(belief)、Iは意図(intention)、Wは欲求(want)を表す。Hは聞き手(hearer)、Sは話し手(speaker)を表す。(聞き手というのは、発話の受信者として意図されている人であって、単にその発話を聞いている人のことではない。)

(ウ) ”How performatives work” での議論

サールは、論文 ”How Performatives Work” (in *Linguistics and Philosophy*, 12, 535-558(1989), and in *Essays in Speech Act Theory* Ed. by Daniel Vanderveken and Susumu Kubo, John Benjamins Publishing Company, 2001, pp.85-107.) において、この分類をさらに整備して、つぎのように修正する。

発語内行為を明示する動詞を遂行動詞(performative verb)とし、これをもちいる一人称現在形の文を遂行文(performative sentence)と定義し、(Austin にならって) 遂行文以外の発話を ”implicit performatives” と呼び、遂行文の発話を ”explicit performatives” と呼ぶ。たとえば「第一原発が危ない」と「私は、第一原発が危ないと主張する」という発話である。これらの二つは、従来は、ともに主張型発話に分類されてきた。しかし、この論文では、後者つまり遂行文の発話を、宣言型発話に分類する。(このことは、主張型の発話に限らない。たとえば「私は、・・・と約束する」という約束の遂行文の発話もまた宣言型発話に分類する。サールは、オースティンに反対して、遂行文の発話は、行為を遂行するだけでなく、同時に真でもあると、考える。そうすると、遂行文の発話は、主張型と同じく、言語を世界に fit させる適合の方向ももつことになり、両方向の directions of fit を持つ宣言型に分類されることになる。

顕在的な遂行的発話は、宣言である。(p.91)

Declare (that I order (that you leave the room)).

D ↓ (I order you that you leave the room)

これをこれまで、宣言型発話と呼ばれていてもものと区別して「言語的宣言」とよぶ。

言語的宣言 (linguistic declarations) (p.99)

promising, ordering and stating

“I promise to come and see you.”

“I order you to leave the room.”

“I state that it is raining.”

言語外的宣言(extra-linguistic declarations)(p.99) 従来 Declarations と呼ばれていた発話である。

“The meeting is adjourned.”

“I pronounce you husband and wife.”

“War is declared.”

“You are fired.”

言語外的宣言は、慣習によって可能になる。

3 質問発話の特殊性

①質問は情報提供の依頼の一種か？

サールは質問を情報提供の依頼と考えて『言語行為』で次のように述べている。

「質問するということは、実際は、依頼の特殊例、すなわち、情報を依頼している（本来の質問）か、聞き手が知識を提示することを依頼している（試験の場合の質問）かのいずれかの依頼なのである。」
本来の質問の場合（試験の質問をのぞく場合）、サールの言うように、質問はつねに情報を依頼しているのだとは、言えない。オースティンは、全ての発話を真理値をもつ陳述として理解することを記述主義的誤謬と呼んだが、それにならうならば、全ての質問を主張型の発話を答とする質問として理解することも、記述主義的誤謬だといえる。

では、行為指示型や行為拘束型の発話を答とする質問の場合、これらの質問の答も情報を提供しているのだと言えるだろうか。たとえば、「あなたはその本を私にくれますか」という質問に対する答が、「はい、さしあげます」であれ、「いいえ困ります」であれ、これらの答が情報を提供しているとは、ふつう言わない。情報というのは、ふつうは客観的事実についての知識であり、発話者の意図や決意を含まないものである。つまり、答える者にとっては、これは情報ではない。

では、質問者にとってはどうだろうか。相手の意図は、質問者にとっては、情報なのではないだろうか。では、サールのこの主張は正しいのだろうか。

そうではない。なぜなら、次のような場合があるからだ。「あなたはその本を私にくれると約束してくれますか」と質問する者が、単に相手が約束するかどうかという情報を知りたいのではなく、相手に約束してほしいのだとすると、相手に約束を依頼しているのであって、情報提供を依頼しているのではないことになる。

②質問は、依頼発話の下位分類か？

本来的な質問には、単に情報の依頼にかぎらず、意思決定の依頼の場合もあるとしよう。質問に、意思決定の依頼の場合があることを考慮してかどうか分からないが、サールは論文「発話内行為の分類法」では、情報提供の依頼としてではなく、より一般的な言い方でこう述べている。「質問は行為指示型の下位集合である。というのは、質問は、SがHに答えさせようとする、つまりある言語行為を遂行させようとする試みであるからである。」

依頼というのは、相手に何かの行為をしてもらおうとすることである。そして質問は、相手に返答してもらおうとしえているので、依頼の一種である、とサールは考える。たしかに、おそらくすべての質問発話は、依頼の発話に言い換えることができるだろう。

しかし、このことから、質問の発話は、依頼の発話の特殊例であるということにはならない。なぜなら、すべての発話を、発話媒介行為をおこなうことを依頼する発話に言い換えることができるからである。主張型発話の話し手は、聞き手が命題内容を事実として認めることを求めている。ゆえに、主張型発話は主張への承認の依頼である。行為指示型発話の話し手は、聞き手が要求を受け入れることを求めている。ゆえに、行為指示型発話は、要求への受諾の依頼である。行為拘束型発話の話し手は、聞き手が約束を信用することを求めている。ゆえに、行為拘束型発話は、約束への信用の依頼である。宣言型発話の話し手は、聞き手が宣言の効力を認めることを求めている。ゆえに、宣言型発話は、宣言への承認の依頼である。これらは、発話の誠実性への信用の依頼とは異なる。（表出型発話だけは、誠実性への信用の依頼を行うだけであり、これらに対応する依頼をもたないのかもしれない。）

質問型発話が返答への依頼の発話であるが故に、依頼の発話の一種であると言えるのならば、それと同じ意味で、主張型発話や行為拘束型や宣言型も依頼の発話の一種であると言えることになるだろう。もしそうならば、質問型発話だけを依頼の発話の一種とすることは不合理である。

私は、質問の発話を（それだけであれ、他の型と一緒にであれ）依頼の発話の一種とみなすのではなくて、質問の発話の発語内行為を「質問型」として別のタイプの発語内行為であると考えたい。

③ 質問型発話の表示について

質問型発話を設定すると、その表示法が問題になるが、質問型発話には、次に述べるような特殊性があり、そのために我々はサールによる質問の発話の表示法を修正しなければならないだろう。

サールは、イエスかノーか尋ねる質問を

? (p)

と表示していた。そして、彼は質問に対する答としては、主張型発話しか想定していなかったもので、それに対する答は

⊢ (p) あるいは ⊢ (¬p) あるいは ¬⊢ (p)

になる。先にみたように、質問に対する答は、主張型だけでなく、行為指示型や行為拘束型の場合もあるとする

と、

? (p)

という形式の質問に対して

! (p) あるいは ! (¬p) あるいは ¬! (p)

または

C (p) あるいは C (¬p) あるいは ¬C (p)

という答が考えられる。

ところで、我々が質問に対して返答しようとするとき、返答が主張型になるか、行為指示型になるか、行為拘束型になるかを迷うことはあまりない。つまり、質問の発話の中には、答の発語内行為への指示がふくまれているのである。したがって、それを質問の表記法の中で表示しなければならないだろう。

質問の発話は、もしそれが F (p) を答とするのならば、? F (p) と表示するのがよいのだろう。たとえば、⊢ (p) を答とする質問は、? ⊢ (p) となる。ちなみに、サールは wh 疑問文の発話を

? (x 名の人がそのパーティには出席していた)

? (・・・ゆえに彼はそうした)

などと表現していたが、これも次のように修正すべきだろう。

? ⊢ (x 名の人がそのパーティには出席していた)

? ⊢ (・・・ゆえに彼はそうした)

もちろん、疑問詞を用いる質問の答も主張型にかぎらない。たとえば、

? C (h, あす・・・を手伝う) 「あす何を手伝ってくれますか」

? ! (s, あす・・・を手伝う) 「あす何かお手伝いしましょうか」

これらの答は、たとえば次のようになる。

C (s, あす受付を手伝う) 「受付を手伝いましょう」

! (h, あす受付を手伝う) 「受付を手伝ってください」

このような質問の発話の表示法の変更は、質問についての上述の記述主義的誤謬の批判からの必然的な帰結である。すべての質問を、返答の発語内行為によってさしあたり次のように区別することができる。

? ⊢ (p)、

? ! (p)

? C (p)

? E (p)

? D (p)

④発語内行為は問の中に示されているので、直接的返答の中に示される必要はない。

次の二つの問答の例をもとに説明しよう。

①「彼が約束するのは何ですか」「再生エネルギー法案の成立です。」

(完全文)「彼は、再生エネルギー法案の成立を約束する」

「彼が約束すること＝再生エネルギー法案の成立」

②「あなたが、約束するのは何ですか」「再生エネルギー法案の成立です」

(完全文)「私は、再生エネルギー法案の成立を約束する」

「私が約束すること＝再生エネルギー法案の成立」

上記の①と②の直接的返答は同じ文の発話であるが、しかし前者は主張であり、後者は約束である。

③「私に運んでほしいのはどれですか」 返答者が、ある箱を指さす。

この場合のように、発話しなくても、発語内行為ができる場合がある。